

一般社団法人日本認知・行動療法学会

名誉会員及び賛助会員に関する規程

第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）の名誉会員及び賛助会員に関する規定は、定款及び基本規程の定める他、本規程の定めるところによる。

第 2 条 本学会の名誉会員の推薦は、次のとおりとする。

2. 推薦は原則として年 1 回とする。
3. 理事会は社員総会に名誉会員候補者を推薦する。
4. 名誉会員の候補者は、現に本学会の会員であり、しかも本学会の役員を務めておらず、年齢が前年度末日で 70 歳を越えている者で、以下の条件のいずれかを満たす者とする。なお、法人化前の日本行動療法学会において以下の条件を満たす者も審議の対象とする。また、法人化前と法人化後の期間を合算できるものとする。
 - (1) 理事長あるいは副理事長に在職した者
 - (2) 本学会の理事（法人化前の常任理事）に 2 期以上在職した者
 - (3) 本学会の代議員（法人化前の理事）に 4 期以上在職した者
 - (4) 大会会長を務めた者
 - (5) 機関誌編集委員に 4 期以上在職した者
 - (6) 事務局長に在職した者
 - (7) その他

第 3 条 名誉会員の権利は、次のとおりとする。

2. 名誉会員は、翌年度からの会費納入義務はないものとする。
3. 役員の被選挙権及び選挙権は有しない。
4. 機関誌は無料で得ることができる。
5. 大会への参加や研究発表をすることは出来るが、諸経費は正会員と同様に負担する。

第 4 条 本学会の賛助会員になろうとするものは、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、事業に財産的援助をする個人及び団体とする。3 賛助会員は機関誌ならびに大会で発表することはできない。

第 5 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。